



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本工事は、東日本大震災の影響で停滞していた滝川ダムの本格運用に向け、付帯施設である農業用水パイプラインで通水試験中に確認された漏水箇所を復旧するものである。

同ダムの運用にあたっては、施設の健全性を確認するために実施中のパイプライン通水試験を令和4年度内に終える必要があり、流路の途中で確認された漏水箇所を速やかに復旧し、同試験を継続なくてはならないことから、本工事は緊急を要する。

よって、本工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定により随意契約とする。